

えがお がっこう
笑顔の学校

可児市教育基本計画(後期計画)

【計画期間：平成 28 年度～平成 31 年度】



～ 平成 27 年度 帷子小学校 4 組・5 組作品 「えがお」 ～

可 児 市

はじめに

可児市では、平成23年3月に可児市教育基本計画(前期計画)を策定し、教育施策の総合的・計画的な推進に努めてまいりました。

このような状況の中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、首長には、教育等の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが義務付けられました。これに基づき、本市においては「日本一子どもの心に寄り添い、個々の力を引き出し、伸ばす義務教育」を推進し、本市の未来に貢献できる人材の育成を目指した「可児市教育大綱」を平成27年9月に定めています。

可児市教育基本計画(後期計画)は、この大綱に掲げる5つの目標を実現するための考え方や施策を盛り込むとともに、前期計画を総括する中で見えてきた課題等を踏まえて策定いたしました。

少子化とそれに伴う人口減少がわが国の課題となっている中で、子どもたちの教育はますます重要になっています。市では、教育委員会と一層の連携を図りながら本計画を推進し、大綱の実現を目指してまいります。また、そのことが「住みごころ一番・可児 若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造」にもつながっていくものと考えています。

おわりに、本計画の策定にあたり、可児市教育基本計画(後期計画)策定委員会委員として貴重なご意見をいただきました皆様をはじめ、策定にご協力をいただいた関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

可児市長 富田 成輝



本計画は、これまでの可児市教育基本計画(前期計画)を見直し、市長が初めて策定した可児市教育大綱を反映させた計画として策定されました。

これまで教育委員会が中心となって推進してきた「Educe9(エデュースナイン)」の取組みについては、「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」の取組みに発展的に吸収し、地域全体で子どもを育てる意識を高めていきます。

そして、可児市教育大綱を反映した本計画を「笑顔の学校」のスローガンのもとで推進していくものです。これは、子どもも理解することができる、いわば子ども目線に立ったスローガンですが、教育委員会、学校長、担任の先生なども同じ目標として共有できるものです。もちろん、教職員が笑顔になることが大前提です。

社会生活を営むうえで、他者とのコミュニケーションを図るための基本的端緒は笑顔です。また、他者と緊張関係に直面したときのストレスを緩和するのも笑顔です。

「笑顔」には、シンプルであるからこそその汎用性、創造性が秘められています。市内各小中学校の校長をはじめとする教職員が「笑顔の学校」を最終到達点として、本計画に盛り込まれた具体的施策や事業に創造的に取り組んでいくことを心から期待しています。

可児市教育委員会 教育長 籠橋 義朗

目 次

1. 可児市教育大綱	1
2. 基本構想	2
3. 可児市教育基本計画（後期計画）	3
4. 基本計画各論	
【基本目標Ⅰ】	6
【基本目標Ⅱ】	10
【基本目標Ⅲ】	12
【基本目標Ⅳ】	14
【基本目標Ⅴ】	16
【全体の推進体制】	18
5. 行政（学校等含む）、家庭・市民、地域の役割と連携	19
6. 各施策における主な目標水準	21
7. 用語解説	23
8. 参考・資料編	
可児市教育大綱の可児市教育基本計画（後期計画）への反映状況	29
可児市教育基本計画（後期計画）策定委員会 委員名簿	33

1. 可児市教育大綱

本市の子育ての基本理念である「マイナス 10 カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」のもとで、その主要な役割を担う義務教育を中心として、子育て全般における切れ目のない教育を推進していくため、次のとおり「可児市教育大綱」を定める。

平成27年 9月 1日

可児市長 富田 成輝

可児市教育大綱

目指す方向

「日本一子どもの心に寄り添い、個々の力を引き出し、伸ばす義務教育」を推進し、可児市の未来に貢献できる人材を育成します。

5つの目標

1. 「豊かな心」を育みます

自分自身を認めることはもとより、命の大切さや相手を思いやる気持ち、良好な人間関係を築くために必要な「豊かな心」を育みます。

2. 「共に生きるためのルールを守る意識」を高めます

社会生活を営むうえで必要な礼儀、道徳、規則など、「共に生きるためのルールを守る意識」を高めます。

3. 「夢に向かってチャレンジできるたくましい力」を養います

学力・体力の向上をはじめ、社会や環境の変化、困難な課題に直面しても、夢の実現に向けて自分の考えを持ち、創造力を発揮して「夢に向かってチャレンジできるたくましい力」を養います。

4. 「ふるさとを愛し、社会に進んで貢献できる人」を育てます

ふるさと“可児”への誇りを持ち続けながら、ふるさとの人や社会、自然との関わりやつながりを大切にし、地域社会の一員として「ふるさとを愛し、社会に進んで貢献できる人」を育てます。

5. 「子どもは地域全体で育てる意識」を高めます

家庭、地域住民、子育てに関わる各種組織、地域に関わる各種団体等がそれぞれの立場で役割を果たし、相互に連携して「子どもは地域全体で育てる意識」を高めます。

2. 基本構想

可児市教育基本計画とは

本市では、市が目指す教育の基本的方向や長期的視野に立った具体的な取組を体系的に位置づけ、各事業を総合的・計画的に推進するため、「可児市教育基本計画」を策定し、平成23年度より運用しています。この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体が定める「教育振興基本計画」であり、計画の策定からおおよそ10年間の市の教育の方向性を示した「基本構想(基本理念・基本的視点・基本目標で構成)」と、基本構想を達成するための施策や取組を示した「基本計画各論」により構成されています。また、基本計画各論は、基本構想の計画期間を前期と後期に分けて定めることとしています。

可児市総合計画・教育大綱・教育基本計画の計画期間

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第四次総合計画	基本構想	基本構想									
	基本計画	前期計画					後期計画				
教育大綱					見直し						
						計画期間					
教育基本計画						大綱策定				新大綱策定	
	基本構想	基本構想									
	基本計画各論	前期計画					後期計画				

なお、計画の期間については、策定当初は平成23年度から平成32年度までの10年間としていましたが、市の総合計画や可児市教育大綱(※1)の計画期間なども考慮し、平成31年度までの9年間に改めることにしました。これにより、後期計画の計画期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間としています。

基本理念

人は、家庭や地域、学校や職場などでたくさんの人とかかわり、様々な経験を積むことで成長していきます。教育や学習は、市民一人一人が自分の人生を切り拓き、豊かに生きていくために欠かすことができないものです。

社会を生き抜く力や思いやる心を育むとともに、ふるさと可児を築いた先人たちの思いを大切にし、幅広い学習活動を通じて市民一人一人の意欲や能力を高め、生かしていくことが大切です。さらに、こうした「ひとづくり」が「まちづくり」や「ふるさとづくり」につながっていくよう、計画の基本理念を掲げています。

基本的視点と基本目標

基本理念を実現するため、計画全体で大切に考える考え方として3つの基本的視点を持ち、さらに次の5つの分野と全体の推進体制に分けて、それぞれで取り組む目標を掲げています。



3. 可児市教育基本計画（後期計画）

可児市教育大綱（※1）との関連

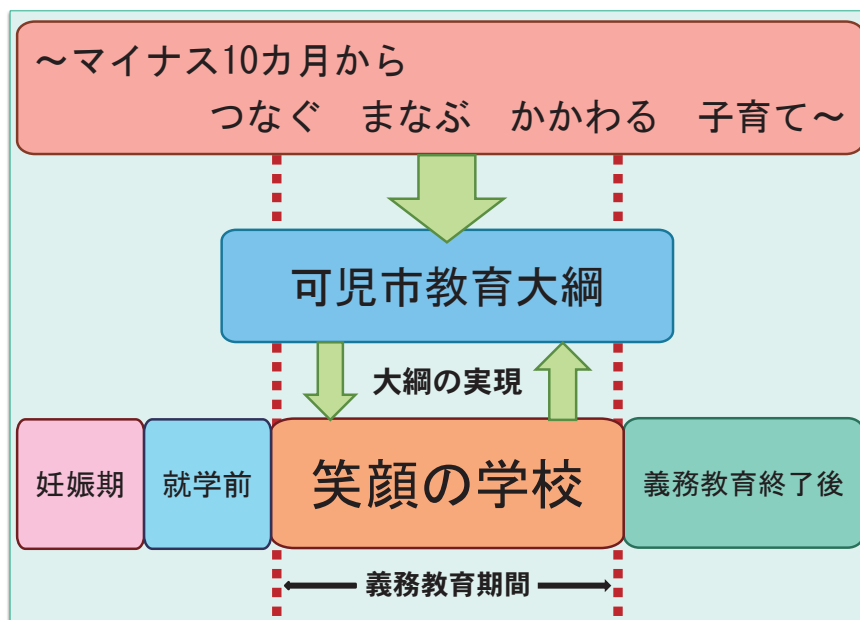
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成27年4月1日施行）により、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

これに基づき、本市においては、平成27年9月1日付けで可児市教育大綱を定めています。なお、新たに大綱を定めた（又は変更した）場合において、その内容が既存の教育振興基本計画と大きく異なる時には、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいとされています。しかしながら、本市の場合は、可児市教育大綱（以下「教育大綱」という。）と既存の可児市教育基本計画（以下「前期計画」という。）の内容において、目標や施策の基本的方向性が大きく異なるものではありません。

したがって、可児市教育基本計画（後期計画）（以下「後期計画」という。）の策定にあたっては、前期計画との一体性、連続性及び継続性を維持しつつ、教育大綱の内容をより反映した計画とするため、前期計画を策定した当初の予定どおり、計画の「基本構想」部分の変更は行わず、前期計画の「基本計画各論」部分の見直しにより策定することとしました。

後期計画は、教育大綱の実現を目指すものであり、その実現による学校現場の子どもたちや先生、保護者、地域住民等に笑顔があふれているイメージを「笑顔の学校」と表現し、計画の通称名を「笑顔の学校」としました。一方で、「笑顔の学校」をつくっていくことが、教育大綱の実現につながるものと考えています。

「笑顔の学校」のイメージ



後期計画は、「現場の教職員等がいつでも携帯して見ることができるような冊子」というコンセプトのもと、より実態に即した、実効性のある取組を中心に簡潔にまとめています。

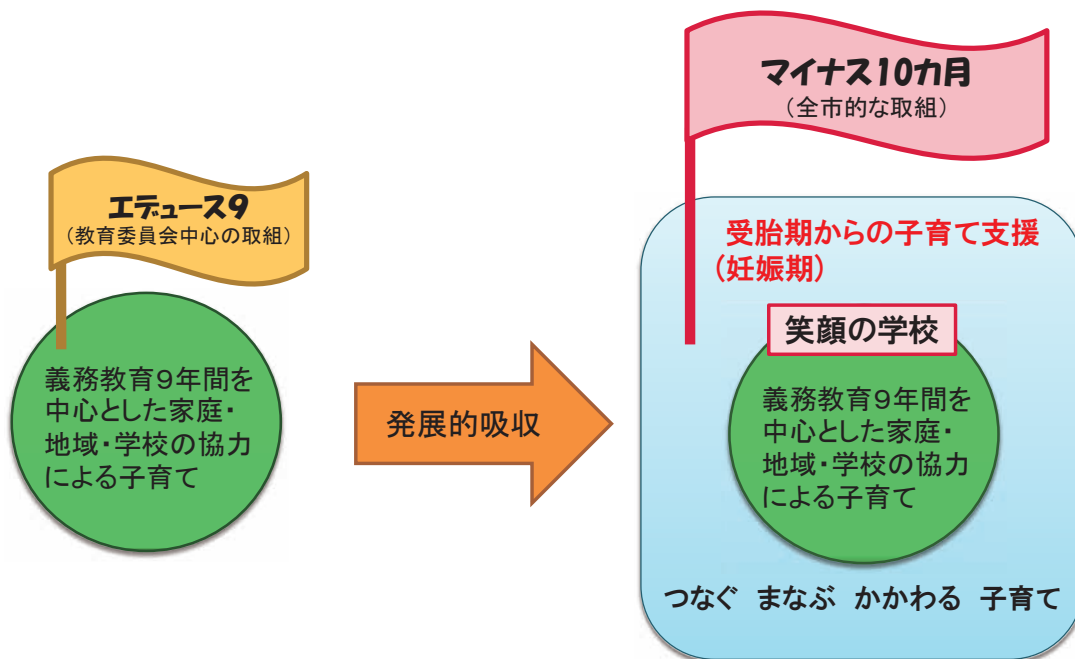
具体的には、教育大綱、社会や環境の変化、市民や関係者のニーズ、前期計画の施策の進捗状況や課題などを踏まえつつ、基本目標を達成するために今後4年間に実施すべき「施策」と、その施策を実現するために必要な「主な取組」、
「具体的な手段」で構成しています。また、主な施策の進捗状況や達成状況を計る指標として「目標水準」を掲げています。

「エデュース9」から「マイナス10カ月」へ

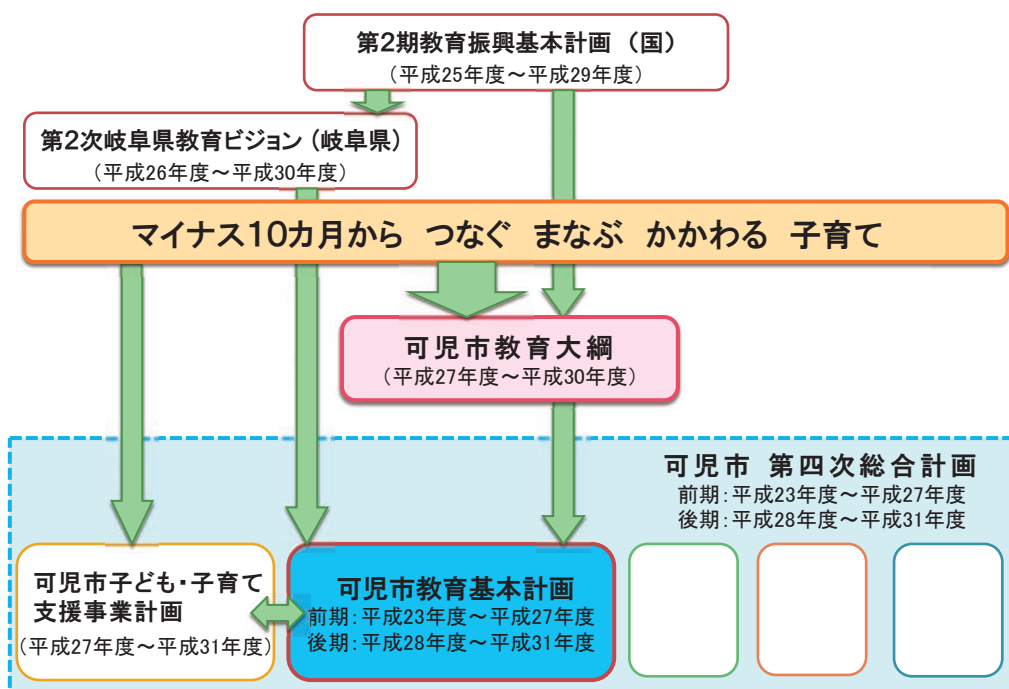
これまで教育委員会が中心となって推進してきた「エデュース9」(※2)の取組については、受胎期(妊娠期)からの切れ目のない子育て支援として、さらに包括的、かつ、全市的に推進している「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」(※3)の取組に発展的に吸収していきます。ただし、「エデュース9」で培われてきた中核的な取組は、義務教育期間は「笑顔の学校」のスローガンのもとで継承していくものとします。

なお、後期計画は、可児市第四次総合計画後期基本計画の教育部門を担うものと位置づけています。

「エデュース9」から「マイナス10カ月」への発展的吸収イメージ



可児市教育基本計画(後期計画)の位置づけ



可児市教育基本計画（後期計画）の施策の体系

【基本構想】

【各論】

《基本理念》

～みんなで取り組む ひとつづくり まちづくり ふるさとづくり～
ともに学び、ともに育み、だれもが輝くまち・可児

《基本的視点》

市民みんなで
取り組む視点

一人一人を大
切にする視点

「ふるさと」へ
の誇りと愛着
を育む視点

《基本目標》

I 夢に向かって生き生きと学べる
幼児教育・学校教育

II あたたかさや厳しさを持つ家
庭づくり・地域づくり

III 市民の意欲と能力を伸ばし、
生かす生涯学習

IV 健康、生きがい、人とのつな
がりをつくるスポーツ活動

V 文化・芸術の創造と歴史の継
承

全体の推進体制

《後期計画の施策》

- 1 豊かな心を育てる幼児教育の充実
- 2 子どもたちの確かな学力、豊かな心、ふるさとへの誇り、健やかな体の育成
- 3 活力ある学校経営の推進
- 4 教員の資質及び指導力の向上
- 5 一人一人の状況に応じた支援の充実
- 6 安全で健康づくりを考えた給食の提供と食育の推進
- 7 安心して学べる学校施設環境の整備・充実

- 1 家庭教育の啓発・支援
- 2 地域の教育力の向上
- 3 休日・放課後の子ども居場所づくり
- 4 青少年の健全育成

- 1 多様な生涯学習機会の提供
- 2 市民の主体的な生涯学習活動の支援
- 3 図書館サービスの提供と読書活動の推進
- 4 だれもが参加できる生涯学習施設環境の整備・充実

- 1 スポーツに親しみ、楽しむ機会の提供
- 2 スポーツに取り組み人材の育成と技術の向上
- 3 気軽に利用できるスポーツ施設環境の整備・充実

- 1 文化・芸術・歴史に親しむ機会の提供
- 2 市民の主体的な文化・芸術活動の支援
- 3 文化財の保護と歴史資産の継承
- 4 文化・歴史に親しめる施設環境の整備・充実

- 1 教育委員会の活性化
- 2 効率的な教育行政運営

4. 基本計画各論

【基本目標Ⅰ】夢に向かって生き生きと学べる幼児教育・学校教育

《前期計画を総括する中で見えてきた主な課題(後期計画での取組)》

- ・小1プロブレム(※4)の改善に向けた幼・保・小の更なる連携と小学校の学びや生活につながる幼児教育の推進
- ・一人一人の心に寄り添った支援とそのための人的資源の充実
- ・「エデュース9」(※2)から「マイナス10カ月」(※3)の取組へのスムーズな移行
- ・外国人児童生徒が安心して就学・進学し、社会人となれるような支援の充実
- ・発達障がいや特別支援教育の充実と保護者や地域の理解を深めるための啓発
- ・合理的な配慮(※5)の提供など、インクルーシブ教育(※6)の推進
- ・学校給食費の滞納額縮減と食物アレルギー事故防止のための取組の充実
- ・学校施設の計画的な整備・改修

《後期計画では》

子どもたちの豊かな心や共に生きるためのルールを守る意識を育むとともに、ふるさとに誇りと愛着を持ち続けながら、社会に進んで貢献できる人を育てます。また、自分の夢に向かってたくましくチャレンジしていくことができるよう、発達段階ごとの課題に対応しながら、社会で生きていくための基礎となる、知・徳・体のバランスのとれた力を養成します。

日本一子どもの心に寄り添い、個々の力を引き出し、伸ばす義務教育の推進をはじめ、学習内容、教育環境、教育条件の質の向上を図るため、基本目標Ⅰでは、次の7施策を行います。(各施策内の付番項目が「主な取組」、主な取組に列記してある項目が「具体的手段」です。)

施策1 豊かな心を育てる幼児教育の充実

(1) 規範意識の芽生えや基本的な生活習慣の定着

- ・幼児期の規範意識の芽生えや挨拶、食事のマナー等、基本的な生活習得に向けたアプローチカリキュラム(※7)の実施

(2) 幼稚園、保育園、小中学校の連携・交流

- ・幼保小連携推進会議(※8)の開催 ・小学校区ごとの幼保小連携推進協議会(※9)の開催
- ・幼保小中連携講座の開催 ・園と小中学校との交流活動(交流学习)の実施
- ・アプローチカリキュラム(※7)、スタートカリキュラム(※10)の実施と見直し

(3) 豊かな心の基礎を育てる活動の推進

- ・移動動物園等、動物とのふれあい活動の実施 ・農作物の栽培や収穫の体験活動の実施
- ・絵本の読み聞かせやわらべ歌の実施

(4) 地域との交流の推進

- ・日本の伝統的行事や地域の環境を生かした遊び体験の実施 ・地域の高齢者とのふれあい活動の実施

(5) 幼稚園での子育て支援の充実

- ・「発達と教育の相談会」の実施 ・「子ども・子育て支援新制度」(※11)に位置づけられた各事業の推進
- ・私立幼稚園就園奨励費補助金(国庫補助対象)の交付 ・私立幼稚園教材費補助金の交付
- ・私立幼稚園施設整備補助金の交付

施策2 子どもたちの確かな学力、豊かな心、ふるさとへの誇り、健やかな体の育成

(1) 確かな学力の向上

- ・自ら学び、考え、行動する力の育成 ・学校の日々の授業改善による授業の充実
- ・児童生徒の学力状況等の把握と指導方法への反映 ・「聞く・話す」「読む」「書く」の指導を徹底した言語活動の充実 ・「家庭生活5つのポイント」(※12)の家庭、地域への啓発

(2) 豊かな表現力の向上

- ・全小学校でかにかっこ英語プログラム研究(※13)の推進 ・ココロとカラダワークショップ(※14)の実施

(3) 心の教育の推進

- ・命の大切さや規範意識などを育む心の教育の推進 ・道徳の時間(道徳科)を要とする道徳教育の推進
- ・互いのよさを認め合える温かい人間関係の醸成 ・SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)(※15)等を通じた社会性や自己肯定感などの育成 ・人権教育推進委員会の開催 ・いじめ防止教育プログラム(※16)の開発

(4) ICT教育(※17)の推進

- ・パソコン、電子黒板などの機器活用 ・インターネットを利用した情報教育の推進 ・情報モラル教育の実施

(5) 福祉教育の推進

- ・地域の高齢者とのふれあいや福祉施設の見学、ボランティア体験等を通じた思いやりのある心の育成
- ・体験学習活動や福祉協力校事業(※18)を活用した福祉教育の推進

(6) 児童生徒の体力向上と健康維持

- ・児童生徒の健康診断の実施 ・児童生徒の運動能力の把握 ・部活動調査委員会(※19)の開催

(7) キャリア教育(※20)の推進

- ・生き方を学ぶ講演、小学校での社会見学や職場見学、中学校での職業体験や進路先見学などを通じたキャリア教育の推進

(8) 環境教育の推進

- ・理科や社会科などの環境学習や総合的な学習の時間、生徒会活動等を通じた環境教育の推進

(9) ふるさと教育の推進

- ・茶道体験学習等の実施
- ・「可児のじまん」の取組(DVD、フォトエッセイ、社会科副読本掲載、教職員研修の実施)

(10) 学校図書館の充実

- ・朝読書等を通じた読書活動の充実 ・学校図書館員による利用指導、読書環境の充実

施策3 活力ある学校経営の推進

(1) 特色ある学校づくりの推進

- ・学校や地域の特色を活かした自然体験や社会体験などの体験学習の推進
- ・「エデュース9」(※2)の理念を継承しつつ、「子どもの心に寄り添い、個々の力を引き出し、伸ばす義務教育」の推進

(2) 国際理解教育・多文化共生教育の推進

- ・ALT(※21)を有効に活用した授業の実施
- ・外国籍市民等との交流を通じた国際理解教育、多文化共生教育の推進

(3) 学校評価(※22)を生かした開かれた学校づくりの推進

- ・学校評価による開かれた学校づくりと組織的、継続的な学校運営の改善
- ・全小中学校教職員を対象とした教育評価(※23)の実施と分析



(4) 小中学校の連携を強化した一貫性のある指導の推進

・中学校区の小中学校が連携した研究の推進

(5) 高等学校、大学との連携・交流

・進路学習、体験入学、外国語活動等を通じた高等学校との連携

・スマイリングルーム(※24)での大学生フレンドリー活用 ・県内大学の教職インターン(※25)受け入れ

施策4 教員の資質及び指導力の向上

(1) 教員研修の充実

・管理経営研修(校長研修、教頭研修、教務主任研修)の定期的な実施 ・若手教員育成のための研修の実施

・夏季研修の実施(二市二郡教育研究所・教育センターと連携) ・特別支援教育コーディネーターなど校務分

掌に応じた研修の実施 ・可見市初任者教員への多文化共生研修の実施

(2) 講師等を対象とした研修の充実

・常勤講師研修会の実施 ・スクールサポーター(※26)研修会の実施

(3) 研究指定事業の推進

・指定校による授業公開を前提とした公表会の実施

(4) 学校所員会(※27)における研究活動の充実

・「協同学習」(※28)についての研究の実施



施策5 一人一人の状況に応じた支援の充実

(1) 障がいや発達につまずきのある子どもに対する支援

・乳幼児期における発達支援の充実 ・幼稚園、保育園への訪問支援の実施 ・幼児期から就学に向けたつ

なぎの支援 ・保護者、子育て支援関係者対象研修会の開催 ・インクルーシブ教育(※6)の推進

・ユニバーサルデザイン(※29)の視点に立った学習環境の充実 ・居住地校交流(※30)の推進

・学校と教育委員会が連携して行うケース会議(※31)の推進 ・通級指導教室(※32)の開設

・特別支援教育連続講座等の研修実施 ・特別支援教育育成会(※33)が実施する各種行事の支援

(2) 外国人児童生徒への支援

・「外国人児童・生徒の学習保障事業実施基準」に基づいた外国人児童生徒の教育環境の充実

・「ばら教室KANI」(※34)における日本語初期指導体制の充実

・各学校の国際教室の更なる教育内容の充実、外国人児童生徒の日本語能力の定着と学力向上

・通訳サポーターの配置による外国人児童生徒の学習、生活支援

・障がいや疑われる外国人児童生徒に対する特別支援教育体制の充実

・国際交流協会との連携、協力による外国人児童生徒(幼児期含む)の就学支援

(3) 不登校児童生徒の学校復帰支援

・スマイリングルーム(※24)職員の不登校対策学校訪問の実施

・スマイリングルームでの学習支援等、学校復帰を目指した取組

(4) 各種相談活動の充実

・心の電話相談の開設 ・臨床心理士によるカウンセリングの実施 ・発達と教育の相談会の実施

・乳幼児期の発達相談の実施と必要な機関への適正なつなぎ

・スクールカウンセラー(※35)の全小学校配置による教育相談体制の充実

・スクールソーシャルワーカー(※36)の配置による家庭支援体制の充実

(5) **スクールサポーターによる支援**

・スクールサポーター(※26)の配置によるきめ細かな学習支援の展開

(6) **就学支援制度による児童生徒への支援**

・要保護・準要保護就学支援制度(※37)による児童生徒支援
・特別支援教育就学奨励費による児童生徒支援

(7) **いじめの未然防止と早期対応**

・教育相談の実施 ・学校いじめ防止基本方針(※38)の取組状況についての検証
・指定校によるいじめ防止教育プログラム(※16)の実施 ・いじめ防止に関する啓発活動の推進
・いじめ防止専門委員会(※39)によるいじめ防止及び解決を図る取組



施策6 安全で健康づくりを考えた給食の提供と食育の推進

(1) **安全で栄養バランスがとれたおいしい学校給食の提供**

・献立作成委員会の定期開催 ・行事食等を活用した魅力ある給食の提供
・衛生管理基準等に照らした衛生管理の徹底 ・学校給食費の適正徴収

(2) **安全な食材確保と地産地消の推進**

・給食用物資購入選定委員会の定期開催 ・安全で安心な食材の確保 ・地場産物の使用拡大

(3) **学校における食育の推進**

・学校給食を活用した発達段階に応じた食育指導 ・給食時間における食育指導
・食物アレルギーのある児童生徒の正確な状況把握 ・アレルギー物質を含む食品に関する情報提供

(4) **家庭における食育の推進**

・家庭における食環境の改善指導 ・給食試食会等の機会を通じた食育指導
・学校給食に関する情報提供 ・家庭教育学級での食育に関わる講座の開催

施策7 安心して学べる学校施設環境の整備・充実

(1) **学校施設の整備**

・校舎、屋内運動場の計画的な改修(大規模改造) ・小学校の低学年児童用トイレの洋式化

(2) **学校施設の管理**

・校舎の安全点検(毎学期) ・遊具の安全点検(年1回) ・老朽化や緊急性を見極めた効果的な備品の整備

(3) **PFI(※40)事業による学校給食センターの管理**

・PFI事業者との定例会議開催による情報の共有化
・専門業者によるモニタリング(※41)を通じた適正な運営管理 ・PFI事業終了後の運営方法の決定

(4) **学校規模適正化の検討**

・住民基本台帳人口を基にした学校別児童生徒数の推計
・可見市公共施設等マネジメント(※42)等も踏まえた学校規模適正化の検討

(5) **余裕教室等の有効活用の検討**

・校長会等、関係者からの意見聴取 ・庁内関係部署との意見・情報交換
・学校の実情や学校規模適正化等を踏まえた活用の検討

(6) **安全・安心な学校環境づくりの推進**

・地域防災計画による防災体制の周知 ・危機等発生時の安全確保体制の推進
・防災担当部署と連携した訓練等の実施



【基本目標Ⅱ】あたたかさとしんせきを持つ家庭づくり・地域づくり

《前期計画を総括する中で見えてきた主な課題(後期計画での取組)》

- ・家庭教育学級に参加しない保護者へのアプローチ方法
- ・地域全体で子どもを育てる機運の更なる醸成
- ・託児ボランティア、子ども教室の地域指導者等の人材の確保・育成
- ・時代の変化に対応した、地域ぐるみの青少年の非行防止活動や健全育成の実施

《後期計画では》

「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」の取組を中心として、“地域全体で子どもの教育に取り組む活動”をさらに充実し、地域の自発的な意見を尊重しながら、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して子育てに関われるよう、基本目標Ⅱでは、次の4施策に取り組めます。(各施策内の付番項目が「主な取組」、主な取組に列記してある項目が「具体的手段」です。)

施策1 家庭教育の啓発・支援

(1) 家庭教育学級(※43)の充実

- ・公民館での乳幼児学級、幼保小中での家庭教育学級の開設
- ・公民館担当者会における学級の情報交流
- ・家庭教育リーダー研修会の開設、リーダーの養成
- ・学級の自主的運営に向けたリーダーへの助言、支援

(2) 家庭教育に関する啓発

- ・すべての親を対象にした親育ち講座(拡大家庭教育学級)の開設
- ・家庭教育通信の発行 ・家庭教育講演会の開催
- ・4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査における家庭教育の啓発
- ・就学時健診や入学説明会における小・中新1年生保護者を対象にした家庭教育の啓発(市内全学校対象)

(3) PTAとの連携

- ・あいさつ運動の推進 ・携帯電話、インターネットなど情報モラルに関する家庭のルール作り
- ・「一家庭一実践」(※44)の推進 ・家庭教育講演会の開催(市PTA連合会との共催)

(4) 家庭と学校の連携

- ・「家庭生活5つのポイント」(※12)を活用した家庭への働きかけ



施策2 地域の教育力の向上

(1) 地域と学校の連携

- ・地域の教育力を生かした特色ある教育活動の推進
- ・公民館まつりや花いっぱい運動など地域活動への積極的な参画
- ・地域ぐるみでの「あいさつ運動」の展開

(2) 子どもの安全確保に関する連携

- ・小学校への学校安全サポーター(※45)の配置と登下校の見守り活動の推進
- ・メール配信やホームページを活用した不審者情報等の提供
- ・PTAによる携帯用防犯ブザー購入の助成

(3) 託児ボランティアの養成

- ・子育てサポーター(※46)制度の円滑な運営と有効利用
- ・子育てサポーター登録者数の安定確保のための啓発
- ・子育てサポーター養成講座の開催



施策3 休日・放課後の子どもの居場所づくり

(1) 休日の子どもの居場所づくり

- ・市内7公民館における地域の人材を活用した地域子ども教室(※47)の開催(土曜日)

(2) キッズクラブ(※48)(児童クラブ)の運営と整備

- ・保育体制充実のための学校等施設利用、維持管理に係る市長部局と教育委員会事務局との定例会議の開催
- ・利用者(保護者対象)アンケートの実施
- ・指導員の指導力向上のための研修

(3) 地域との交流の推進

- ・各公民館独自で芋ほりなどの子ども向けの体験型公民館講座を開催
- ・地域子ども教室での成果を公民館まつりで発表するなど、地域との交流を兼ねた活動の実施
- ・放課後子ども総合プラン(※49)の推進(放課後こども教室(※50)の開設)
- ・キッズボランティアの活動強化

(4) 子どもの体験活動情報の提供

- ・長期休暇中に「良い映画を見る会」と題し、視聴覚作品を鑑賞する機会を提供(市民団体への委託事業)
- ・情報誌「ランタン」の発行
- ・可児っ子体験フェスティバル(※51)の開催

施策4 青少年の健全育成

(1) 青少年健全育成事業の推進

- ・青少年育成市民会議(※52)主催による青少年育成シンポジウムや少年の主張大会の開催

(2) 少年センター(※53)事業の推進

- ・補導員による街頭補導活動
- ・関係機関と連携した非行・被害防止や相談活動の推進

(3) 成人式の開催

- ・新成人を中心とした実行委員会による企画運営



【基本目標Ⅲ】市民の意欲と能力を伸ばし、生かす生涯学習

《前期計画を総括する中で見えてきた主な課題(後期計画での取組)》

- ・民間講座との差別化や潜在的需要にマッチングした講座の開催
- ・生涯学習を担う人材の発掘・養成
- ・図書館ボランティアの拡大・資質の向上
- ・市民にとってより身近で使いやすい施設とするための公民館の位置づけや運用の検討
- ・生涯学習施設環境の計画的な整備の実施

《後期計画では》

市民だれもが生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を生かして社会貢献や新たな挑戦ができる仕組みづくりを推進します。また、様々な講座の開催などにより、市民が主体的に学習活動に取り組み、その成果を社会に還元することができるよう支援するとともに、市民にとって身近でだれもが利用しやすい図書館サービスを提供します。基本目標Ⅲでは、次の4施策に取り組みます。(各施策内の付番項目が「主な取組」、主な取組に列記してある項目が「具体的手段」です。)

施策1 多様な生涯学習機会の提供

(1) 公民館の運営

- ・地域の課題、ニーズに合わせた講座の開催
- ・公民館主事、公民館事務員に対する研修等の実施

(2) 高齢者大学(※54)事業の推進

- ・受講生の代表である運営委員と協働し、毎月の講座を開催
- ・大学を2年修了した方を対象に、高齢者大学院(※55)を実施
- ・習字やコーラス等のクラブ活動の支援

(3) 生涯学習情報の提供

- ・生涯学習情報「市民講師企画講座うらおいライフ」の広報かきへの掲載やCTKでの特集番組の放送等
- ・楽学講座(※56)のホームページへの掲載
- ・公民館講座に関する情報の提供



施策2 市民の主体的な生涯学習活動の支援

(1) 生涯学習を担う人材の養成

- ・生涯学習コーディネーター養成講座の開催

(2) 各種団体の活動の支援

- ・団体への公民館施設の貸出や団体(サークル)情報の提供
- ・事業の委託等を通じた活動支援

(3) 公民館の運営への市民参画

- ・「公民館運営審議会委員」の委嘱に伴う公民館運営への市民参画



施策3 図書館サービスの提供と読書活動の推進

(1) 図書館資料の収集、充実、活用

- ・選書基準に基づいた図書館資料の収集と適切な保存
- ・除籍本のリユース事業の実施

(2) 図書館サービスの提供

- ・書籍等の貸出やレファレンス(※57)等の的確な実施
- ・ホームページの充実やインターネットを利用した予約サービスの実施
- ・パスファインダー(※58)やOPAC(※59)による検索機能の充実
- ・他の公共図書館との相互貸借の実施

(3) 読書活動の推進

- ・乳幼児や児童に対する読み聞かせの実施及び当該事業を行うボランティアの拡大と資質向上
- ・「うちどく(家読)10」(※60)運動の継続
- ・読書推進を担う関係機関との連携



施策4 だれもが参加できる生涯学習施設環境の整備・充実

(1) 生涯学習施設環境の整備

- ・施設の計画的な設備更新の実施
- ・市民がより利用しやすい施設とするための手法の検討と円滑な移行

(2) 生涯学習施設の管理

- ・利用者が安全、安心、快適に施設を利用するための日常点検や専門業者による維持管理等の実施



【基本目標Ⅳ】健康、生きがい、人とのつながりをつくるスポーツ活動

《前期計画を総括する中で見えてきた主な課題(後期計画での取組)》

- ・新たな軽スポーツの普及など、「一市民一スポーツ」の振興
- ・可児UNICスポーツクラブ(※61)の自主運営を目指した支援
- ・スポーツに取り組む人材の育成と技術力の向上
- ・可児市運動公園スタジアムの効率的な利用促進
- ・スポーツ施設の指定管理者による管理の検討

《後期計画では》

市民だれもが生涯を通じていつでも身近にスポーツ活動に親しむことができるよう、スポーツ大会や教室を開催し、総合型地域スポーツクラブ(可児UNICスポーツクラブ)を充実させます。また、市民のニーズに応じた質の高い指導ができるよう、人材の育成・活用を行います。基本目標Ⅳでは、次の3施策に取り組めます。(各施策内の付番項目が「主な取組」、主な取組に列記してある項目が「具体的手段」です。)

施策1 スポーツに親しみ、楽しむ機会の提供

(1) 「一市民一スポーツ」振興のためのスポーツ行事・教室の開催

- ・各種競技スポーツ、軽スポーツ(レクリエーションを含む)行事の開催
- ・各種競技スポーツ、軽スポーツ教室の開催
- ・企業、学校との連携による行事・教室の開催
- ・一流選手に触れる機会の提供

(2) 総合型地域スポーツクラブ(可児UNICスポーツクラブ)の支援

- ・可児UNICスポーツクラブ(※61)の活動支援

(3) スポーツ施設の提供

- ・各種スポーツ施設の利用促進
- ・学校開放事業による小中学校体育館、格技室、運動場の有効利用

(4) B&G財団関連事業の推進

- ・海洋性スポーツの機会の提供
- ・水の事故防止に関する知識、技術の情報提供



施策2 スポーツに取り組む人材の育成と技術の向上

(1) 体育連盟と加盟協会の組織の強化

- ・(公財) 可児市体育連盟の活動支援
- ・スポーツ人口の拡大と選手の発掘
- ・加盟協会の活動の活性化や組織の強化
- ・全国大会等に出場する選手の育成、強化
- ・トップアスリート育成事業(※62)の実施

(2) スポーツ少年団活動への支援

- ・活動しやすい環境の提供

(3) 指導者及び選手の育成

- ・スポーツ少年団、各種団体指導者の育成



施策3 気軽に利用できるスポーツ施設環境の整備・充実

(1) スポーツ施設の管理

- ・安全、安心に配慮した施設設備の点検
- ・体育施設の計画的な整備・改修の実施

(2) スポーツ施設の効率的な運営

- ・指定管理者制度(※63)等によるスポーツ施設の効率的な運用

(3) 旧県有地の有効活用についての検討

- ・可児市運動公園施設整備の検討



【基本目標Ⅴ】文化・芸術の創造と歴史の継承

《前期計画を総括する中で見えてきた主な課題（後期計画での取組）》

- ・文化創造センターにおける質の高い文化・芸術の提供と、運営・経営面における市民満足度の向上
- ・市民が主体的に文化・芸術活動に参加できる事業の推進
- ・美濃桃山陶（※64）の聖地や美濃金山城跡など、歴史資産の保存・整備・活用
- ・荒川豊蔵資料館周辺の公開に向けた整備
- ・可児郷土歴史館・移築民家及び兼山歴史民俗資料館の耐震診断及び耐震補強

《後期計画では》

文化創造センターを地域の文化拠点とし、文化芸術を通して市民だれもが地域社会でいきいきと暮らすまちづくりの実現を目指して、質の高い文化・芸術を鑑賞できる機会を提供します。また、文化創造センターにおける市民参加型事業の実施や身近な文化活動の場としての公民館の活用など、市民の主体的な活動を支援します。また、美濃桃山陶（※64）など、可児の歴史、風土などを反映した特色ある事業や、子どもたちのふるさと観を醸成するような活動を展開します。貴重な文化財の保存・管理はもとより、多くの市民が可児の歴史に触れることができるような歴史資産の整備・活用を行います。基本目標Ⅴでは、次の4施策に取り組みます。（各施策内の付番項目が「主な取組」、主な取組に列記してある項目が「具体的手段」です。）

施策1 文化・芸術・歴史に親しむ機会の提供

(1) 文化創造センターにおける鑑賞事業の充実

- ・舞台公演や展示による鑑賞事業の実施
- ・「一流に出会う日事業」（※65）の実施

(2) 身近な施設等における鑑賞事業の充実

- ・市内公民館、学校、福祉施設、病院などにおける音楽や演劇などの出前講座の実施

(3) 歴史館・資料館の運営

- ・郷土歴史館、荒川豊蔵資料館、兼山歴史民俗資料館、川合考古資料館による企画展、通常展、講演会等の開催
- ・学校、公民館、市民団体等との事業連携や出前講座の提供

(4) 陶芸苑での陶芸教室活動の推進

- ・年間を通した各種陶芸教室の開催
- ・学校、公民館、市民団体等と連携した陶芸体験の提供



施策2 市民の主体的な文化・芸術活動の支援

(1) 文化創造センターにおける市民参加事業の推進

- ・市民参加型の舞台作品の制作
- ・美術展、文芸祭、音楽祭の開催
- ・市民に社会参加の機会を開くための事業の推進

(2) 文化・芸術団体の活動の支援

- ・市内文化団体、サークルの活動支援



施策3 文化財の保護と歴史資産の継承

(1) 指定文化財の保存・管理

- ・地元諸団体と連携した指定文化財の維持管理
- ・天然記念物の継続調査や文化財指定候補物件の調査

(2) 文化財の整備・活用

- ・史跡美濃金山城跡の整備構想・計画の策定
- ・大萱古窯跡群の国史跡指定と保存活用計画の策定
- ・史跡長塚古墳の保存活用計画の策定
- ・地元等と連携した久々利城跡等の整備と利活用の調査、検討
- ・歴史ボランティアガイドの育成

(3) 埋蔵文化財の保護

- ・開発等に対処した埋蔵文化財の有無のチェックと協議
- ・記録保存のための試掘、発掘調査と調査報告書の刊行
- ・調査現場の公開や出土品の展示等による周知

(4) 伝統文化の保存・伝承

- ・無形民俗文化財等の伝承、後継者育成、発表を支援

(5) 歴史資料の調査・保存・活用

- ・歴史資(史)料調査、保存、調査報告書の刊行
- ・可児市の歴史資産を題材としたシートや親しめる冊子の作成
- ・学校、公民館、市民団体等への出前歴史講座の実施



施策4 文化・歴史に親しめる施設環境の整備・充実

(1) 文化・歴史施設の整備

- ・施設の整備・改修時におけるバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進
- ・豊蔵の旧居宅周辺の整備と公開
- ・郷土歴史館の移築古民家、兼山歴史民俗資料館の改修検討と計画的な実施
- ・郷土歴史館の「美濃桃山陶(※64)の聖地」エントランス施設化と他分野の常設展示スペースの移転を検討
- ・市史編さん事業等による資(史)料の保管スペースの移転を検討

(2) 文化・歴史施設の管理

- ・施設の日常点検と迅速な修繕の実施
- ・指定管理者(※63)による文化創造センターの管理及びモニタリング(※41)の実施



【全体の推進体制】

《前期計画を総括する中で見えてきた主な課題(後期計画での取組)》

- ・市長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より民意を反映した教育行政の推進
- ・教育委員会事務局と市長部局等との更なる連携強化

《後期計画では》

教育委員会の管理・執行事項の明確化、関係機関との連携、地域住民・保護者の意思の聴取などにより教育委員会を活性化し、市民から信頼される開かれた教育行政を運営します。

また、目標を明確にし、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題などをフィードバックし、新たな取組に反映させるPDCA(Plan(計画)－Do(実行)－Check(評価)－Action(改善))サイクルによって各施策を分析・評価し、効率的で効果的な教育行政を推進します。全体の推進体制では、次の2施策に取り組みます。(各施策内の付番項目が「主な取組」、主な取組に列記してある項目が「具体的手段」です。)

施策1 教育委員会の活性化

(1) 各種会議の開催

- ・総合教育会議(※66)、教育委員会会議(定例会・臨時会)、教育政策会議(※67)の開催

(2) 関係機関との連携・協力

- ・幼稚園、小中学校の訪問
- ・各種委員会や団体の委員等として参画
- ・市議会教育福祉委員会との懇談
- ・県や他市町村の教育委員会や県教育委員会連合会との連携強化
- ・いじめ問題対策連絡協議会との連携

(3) 教育委員研修の充実

- ・教育委員を対象とした各種研修会への参加
- ・各種行事への参加
- ・制度改革や新たな施策等に関する情報提供
- ・先進地等への視察



施策2 効率的な教育行政運営

(1) 情報・課題の共有

- ・教育委員会事務局内会議の定期開催
- ・市長部局との連携強化
- ・県や他市町村の教育委員会との連携強化

(2) 施策の分析、評価

- ・外部評価委員を設置した事務の点検評価実施
- ・市民アンケートや関係者ヒアリング等によるニーズの把握

(3) 市民に開かれた教育行政の推進

- ・事務の点検・評価結果や成果報告書等の公表
- ・総合教育会議(※66)、教育委員会会議の会議録公表
- ・教育長交際費の公表
- ・個人情報保護や情報セキュリティ対策の充実・強化
- ・各事業等の積極的情報公開



5. 行政（学校等含む）、家庭・市民、地域の役割と連携

各施策を実施するにあたっては、「行政(学校等含む)」、「家庭・市民」、「地域」がそれぞれの役割を果たしていく必要があるため、各施策における「主な取組」(全体の推進体制は除く)を、“マイナス10カ月からの子育て”の基本的視点である「つなぐ(公助)」、「まなぶ(自助)」、「かかわる(共助)」によって次のとおり整理しました。ただし、主な実施主体や担い手により整理しているため、取組によっては、二者あるいは三者全てに関連したり、それぞれが連携して取り組んでいく必要があることは言うまでもありません。

項目	主な実施主体 や担い手	主 な 取 組 (【 】内の数字は <u>基本目標</u> － <u>施策</u> － <u>主な取組</u> の番号を表しています。)
つなぐ (公助)	行政等	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育園、小中学校の連携・交流【 I-1-(2)】 ・豊かな心の基礎を育てる活動の推進【 I-1-(3)】 ・幼稚園での子育て支援の充実【 I-1-(5)】 ・確かな学力の向上【 I-2-(1)】 ・豊かな表現力の向上【 I-2-(2)】 ・心の教育の推進【 I-2-(3)】 ・ICT教育の推進【 I-2-(4)】 ・福祉教育の推進【 I-2-(5)】 ・児童生徒の体力向上と健康維持【 I-2-(6)】 ・キャリア教育の推進【 I-2-(7)】 ・環境教育の推進【 I-2-(8)】 ・ふるさと教育の推進【 I-2-(9)】 ・学校図書館の充実【 I-2-(10)】 ・国際理解教育・多文化共生教育の推進【 I-3-(2)】 ・学校評価を生かした開かれた学校づくりの推進【 I-3-(3)】 ・小中学校の連携を強化した一貫性のある指導の推進【 I-3-(4)】 ・高等学校、大学との連携・交流【 I-3-(5)】 ・教員研修の充実【 I-4-(1)】 ・講師等を対象とした研修の充実【 I-4-(2)】 ・研究指定事業の推進【 I-4-(3)】 ・学校所員会における研究活動の充実【 I-4-(4)】 ・障がいや発達につまずきのある子どもに対する支援【 I-5-(1)】 ・外国人児童生徒への支援【 I-5-(2)】 ・不登校児童生徒の学校復帰支援【 I-5-(3)】 ・各種相談活動の充実【 I-5-(4)】 ・スクールサポーターによる支援【 I-5-(5)】 ・就学支援制度による児童生徒への支援【 I-5-(6)】 ・いじめの未然防止と早期対応【 I-5-(7)】 ・安全で栄養バランスがとれたおいしい学校給食の提供【 I-6-(1)】 ・安全な食材確保と地産地消の推進【 I-6-(2)】 ・学校における食育の推進【 I-6-(3)】 ・学校施設の整備【 I-7-(1)】 ・学校施設の管理【 I-7-(2)】 ・PFI事業による学校給食センターの管理【 I-7-(3)】 ・学校規模適正化の検討【 I-7-(4)】 ・余裕教室等の有効活用の検討【 I-7-(5)】 ・安全・安心な学校環境づくりの推進【 I-7-(6)】 ・家庭教育に関する啓発【 II-1-(2)】 ・休日の子どもの居場所づくり【 II-3-(1)】 ・キッズクラブ(児童クラブ)の運営と整備【 II-3-(2)】 ・子どもの体験活動情報の提供【 II-3-(4)】

項目	主な実施主体 や担い手	主 な 取 組 (【 】内の数字は <u>基本目標</u> — <u>施策</u> — <u>主な取組</u> の番号を表しています。)
つなぐ (公助)	行政等	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成事業の推進【Ⅱ-4-(1)】 ・少年センター事業の推進【Ⅱ-4-(2)】 ・成人式の開催【Ⅱ-4-(3)】 ・公民館の運営【Ⅲ-1-(1)】 ・生涯学習情報の提供【Ⅲ-1-(3)】 ・図書館資料の収集、充実、活用【Ⅲ-3-(1)】 ・図書館サービスの提供【Ⅲ-3-(2)】 ・読書活動の推進【Ⅲ-3-(3)】 ・生涯学習施設環境の整備【Ⅲ-4-(1)】 ・生涯学習施設の管理【Ⅲ-4-(2)】 ・スポーツ施設の提供【Ⅳ-1-(3)】 ・B&G財団関連事業の推進【Ⅳ-1-(4)】 ・体育連盟と加盟協会の組織の強化【Ⅳ-2-(1)】 ・スポーツ施設の管理【Ⅳ-3-(1)】 ・スポーツ施設の効率的な運営【Ⅳ-3-(2)】 ・旧県有地の有効活用についての検討【Ⅳ-3-(3)】 ・歴史館・資料館の運営【Ⅴ-1-(3)】 ・陶芸苑での陶芸教室活動の推進【Ⅴ-1-(4)】 ・指定文化財の保存・管理【Ⅴ-3-(1)】 ・文化財の整備・活用【Ⅴ-3-(2)】 ・埋蔵文化財の保護【Ⅴ-3-(3)】 ・歴史資料の調査・保存・活用【Ⅴ-3-(5)】 ・文化・歴史施設の整備【Ⅴ-4-(1)】 ・文化・歴史施設の管理【Ⅴ-4-(2)】
まなぶ (自助)	家庭・市民	<ul style="list-style-type: none"> ・規範意識の芽生えや基本的な生活習慣の定着【Ⅰ-1-(1)】 ・家庭における食育の推進【Ⅰ-6-(4)】 ・家庭教育学級の充実【Ⅱ-1-(1)】 ・PTAとの連携【Ⅱ-1-(3)】 ・家庭と学校の連携【Ⅱ-1-(4)】 ・高齢者大学事業の推進【Ⅲ-1-(2)】 ・生涯学習を担う人材の養成【Ⅲ-2-(1)】 ・各種団体の活動の支援【Ⅲ-2-(2)】 ・「一市民一スポーツ」振興のためのスポーツ行事・教室の開催【Ⅳ-1-(1)】 ・スポーツ少年団活動への支援【Ⅳ-2-(2)】 ・指導者及び選手の育成【Ⅳ-2-(3)】 ・文化創造センターにおける鑑賞事業の充実【Ⅴ-1-(1)】 ・身近な施設等における鑑賞事業の充実【Ⅴ-1-(2)】 ・文化創造センターにおける市民参加事業の推進【Ⅴ-2-(1)】 ・文化・芸術団体の活動の支援【Ⅴ-2-(2)】
かかわる (共助)	地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との交流の推進【Ⅰ-1-(4)】 ・特色ある学校づくりの推進【Ⅰ-3-(1)】 ・地域と学校の連携【Ⅱ-2-(1)】 ・子どもの安全確保に関する連携【Ⅱ-2-(2)】 ・託児ボランティアの養成【Ⅱ-2-(3)】 ・地域との交流の推進【Ⅱ-3-(3)】 ・公民館の運営への市民参画【Ⅲ-2-(3)】 ・総合型地域スポーツクラブ(可児UNICスポーツクラブ)の支援【Ⅳ-1-(2)】 ・伝統文化の保存・伝承【Ⅴ-3-(4)】

※ 子どもたちの学校等での学びについては、「まなぶ(自助)」の区分に含めておりません。

6. 各施策における主な目標水準

各施策・取組の進捗状況や達成状況を計る指標として、次のとおり目標水準を設定しました。この目標は、後期計画の最終年である平成31年度を目標年度として設定しています。(目標値に数値等の記載のない項目は、「参考指標」です。)

基本目標	施策番号	施策名	指標内容	現状値 (年度)	目標値 (31年度)
I	1	豊かな心を育てる幼児教育の充実	幼稚園、保育園との交流会開催小学校数	9校 (26年度)	11校 (全校)
	2	子どもたちの確かな学力、豊かな心、ふるさとへの誇り、健やかな体の育成	全国学力学習状況調査(市平均と全国平均の比較)	やや下回る (26年度)	全国平均以上
			全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、到達目標値に達した児童生徒の割合	72.2% (26年度)	75%
	3	活力ある学校経営の推進	市小中学校自己評価平均(4点満点換算)	3.2 (26年度)	3.3
	4	教員の資質及び指導力の向上	年度中に研修に参加した教員の割合	95.4% (26年度)	100%
	5	一人一人の状況に応じた支援の充実	LD(学習障がい)、ADHD(注意欠如多動性障がい)等対応通級指導教室の設置校数	2校 (26年度)	3校
			外国人生徒の高校等への進学率(帰国者を除く)	74.4% (25年度)	78%
			不登校児童の出現率(小学生)	0.48% (26年度)	0.3%
			不登校生徒の出現率(中学生)	3.45% (26年度)	2.8%
			スマイリングルーム利用率(スマイリングルーム通室者数/全欠1ヵ月以上児童生徒数)	45% (26年度)	50%
			不登校児童の小学校復帰率(継続登校児童数/全欠1ヵ月以上児童数)	28.6% (26年度)	30%
			不登校生徒の中学校復帰率(継続登校生徒数/全欠1ヵ月以上生徒数)	17.2% (26年度)	20%
			いじめの経験比率(①「いじめを受けた」児童生徒の比率)	13.3% (26年度)	—
			いじめの経験比率(②「いじめた」児童生徒の比率)	9.8% (26年度)	—
			いじめの経験比率(③「いじめを見た」児童生徒の比率)	19.8% (26年度)	—
市立小中学校のいじめの認知件数			124件 (26年度)	—	
市立小中学校のいじめ解消率(「解消している」/認知件数) ※< >内は「一定の解消が図られたが、継続支援中」/認知件数	73.4% <12.9%> (26年度)	—			
いじめ防止専門委員会への相談件数	28件 (26年度)	—			
いじめ防止協力事業所・団体数	130所・8団体 (26年度)	150所・20団体			

基本 目標	施策 番号	施策名	指標内容	現状値 (年度)	目標値 (31年度)
I	6	安全で健康づくりを考えた給食の提供と食育の推進	給食残食率(調査日における全体の残菜量(人分)/出席した児童生徒数)	2.73% (26年度)	2.5%
			給食費収納率(収入総額/年間の給食費総額)	99.3% (26年度)	99.6%
	7	安心して学べる学校施設環境の整備・充実	小学校の低学年児童用トイレの洋式化率(設置済校数/小学校数)	27.3% (26年度)	100%
II	1	家庭教育の啓発・支援	家庭教育学級(乳幼児学級を含む)に参加した延べ人数	9,100人 (26年度)	10,220人
	2	地域の教育力の向上	子育てサポーター登録者数	159人 (26年度)	185人
	3	休日・放課後の子どもの居場所づくり	地域子ども教室等参加者数	4,049人 (26年度)	4,250人
			放課後こども総合プラン(放課後子ども教室の開設)	—	4校
			キッズクラブの待機児童数	0人 (26年度)	0人
			キッズクラブ入室保護者の満足度(アンケートで「満足」と答えた割合)	80% (26年度)	85%
	4	青少年の健全育成	キッズボランティア登録者数	200人 (26年度)	230人
			青少年育成シンポジウム参加者数	535人 (26年度)	550人
			少年の主張大会参加者数	605人 (26年度)	620人
				成人式参加率(成人式参加者数/新成人数)	74.8% (26年度)
III	1	多様な生涯学習機会の提供	公民館講座参加者の満足度(アンケートで「満足」と答えた割合)	—	80%以上
			高齢者大学事業受講者数	888人 (26年度)	935人
	2	市民の主体的な生涯学習活動の支援	公民館サークル・定期利用団体数	801団体 (26年度)	850団体
			市民講座講師登録者数	49人 (26年度)	75人
	3	図書館サービスの提供と読書活動の推進	図書館(本館及び分館)における延べ貸出冊数	538,759冊 (26年度)	550,000冊
			図書館(本館及び分館)における延べ予約件数	40,316件 (26年度)	45,000件
図書館(本館及び分館)における読み聞かせ延べ参加人数			3,155人 (26年度)	3,300人	
IV	1	スポーツに親しみ、楽しむ機会の提供	可児UNICスポーツクラブの登録者数	2,054人 (26年度)	2,100人
			可児シティマラソンの参加者数	2,228人 (26年度)	2,300人
			市内グラウンドの延べ利用人数	124,981人 (26年度)	125,000人

基本目標	施策番号	施策名	指標内容	現状値 (年度)	目標値 (31年度)
IV	2	スポーツに取り組む人材の育成と技術の向上	体育連盟加盟人数(登録者数)	2,781人 (26年度)	2,800人
			全国大会等出場件数(激励金支給件数)	175人 (26年度)	200人
			スポーツ少年団登録者数	1,016人 (26年度)	1,020人
			スポーツ少年団指導者数	274人 (26年度)	300人
	3	気軽に利用できるスポーツ施設環境の整備・充実	可児市運動公園スタジアムの延べ利用率(利用時間/利用可能時間)	44.2% (26年度)	50%
			市民テニスコートの延べ利用率(利用時間/利用可能時間)	35.1% (26年度)	40%
V	1	文化・芸術・歴史に親しむ機会の提供	郷土歴史館、川合考古資料館、兼山歴史民俗資料館、荒川豊蔵資料館の入館者数	11,415人 (26年度)	14,000人
			郷土歴史館に対する満足度(入館者アンケートで「大変満足・満足」と回答)	80% (26年度)	84%
			荒川豊蔵資料館に対する満足度(入館者アンケートで「大変満足・満足」と回答)	90% (26年度)	94.5%
			文化創造センターの利用者数	324,415人 (26年度)	324,500人
			劇場稼働率	75.1% (26年度)	75.2%

7. 用語解説

※1 可児市教育大綱(教育大綱、大綱)

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針となるもので、総合教育会議において、首長と教育委員会の協議を経たうえで、首長が策定する。

※2 エデュース9(Educe9)

平成14年度から推進してきた“小中学校9年間を中心に、乳幼児から高校生までを含めて、家庭・地域・学校が協力して、意図的・計画的・継続的にまちぐるみで子どもを育てていこう”という市の取組。

※3 「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」・「マイナス10カ月」

子育ては子どもが生まれてから始まるのではなく、お腹の中に宿ったとき(マイナス10カ月)からすでに始まっているという考えのもと、受胎(妊娠)期から子どもと子育て家庭が地域・社会とつながり、子育ての大切さを学び、みんなで子育てに関わっていくという市の取組。

※4 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が、環境の変化等に対応できず、「集団行動が取れない」、「授業中に座ってられない」、「話が聞けない」などの状態が一定期間(数ヶ月程度)継続する状態。

※5 合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が体制面・財政面に均衡を失した又は過度の負担を課さない範囲内において、必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

※6 インクルーシブ教育

インクルーシブは、障がいのある者とない者が分け隔てられずに、共に学ぶ機会が保障されているという概念。インクルーシブ教育においては、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

※7 アプローチカリキュラム

就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応するとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前(5歳児の10月～3月)のカリキュラム(教育課程)。

※8 幼保小連携推進会議

幼児期から児童期への円滑な移行の実現のために、幼稚園及び保育園並びに小学校における相互の連携の確保及び推進を図ることを目的として、各関係機関代表で構成された組織。幼保小連携推進協議会の上位組織にあたる。

※9 幼保小連携推進協議会

幼児期から児童期への円滑な移行の実現のために、幼稚園及び保育園並びに小学校における相互の連携の確保及び推進を図ることを目的として、小学校区毎に設置された組織。

※10 スタートカリキュラム

小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくために作成するカリキュラム(教育課程)。

※11 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。

※12 家庭生活5つのポイント

家庭で実践すべき項目を、わかりやすく次の5つの項目にまとめたもの。①生活リズムを整えましょう(早寝、早起き、朝ごはんの習慣を身につける)、②時間を活用しましょう(テレビやゲームは時間をきめる、家庭学習や読書をする)、③ふれあう時間をつくりましょう(家族団らんや共通の時間を家族で過ごす)、④よさを認め、励ましましょう(がんばりをほめる、ねばり強くやり遂げる体験をする)、⑤地域との関わりを深めましょう(地域行事に積極的に参加する)

※13 かにっこ英語プログラム研究

平成25年度より開始している可児市小学校英語コミュニケーション研究事業の名称。「国際化時代に対応し、外国人に対して物怖じすることなくコミュニケーションを図ろうとする子どもの育成」を目的としている。

※14 ココロとカラダワークショップ

可児市文化創造センターが開催している「アーラのおすすめ学校プログラム」の中の1つ。教育プログラムに長けたアーティストが学校やスマイリングルームを訪れ、演劇やダンスの要素を取り入れたゲームなどを児童生徒に実施する。活動を通して、児童生徒が表現することの楽しさを体験し、コミュニケーション能力を向上させていくことをねらっている。

※15 SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)

認知行動療法と社会学習理論を基盤にした支援方法の一つ。社会の中で、相手から自分の望むような反応を得るためには、一定の認知や行動のスキルが必要となる。児童生徒に必要な知識を与え、行動リハーサルやロールプレイなどの練習を通して、社会性や自己肯定感等を獲得できるよう支援の順序や手立てを定め、構造化した教育支援の手法。

※16 いじめ防止教育プログラム(別称:いじめ予防開発プログラム、いじめ防止学習プログラム)

平成26年度に指定を受けた広陵中学校で、岐阜大学大学院准教授の指導のもと、生徒会が中心となって年間2回の授業とその前後の取組を加えた「いじめ防止プログラム」を開発。当プログラムでは、いじめの構造について正しく理解し、いじめにつながる場面におけるよりよい行動の仕方について考えを深めることをねらっている。

※17 ICT(Information and Communication Technology)教育

ICTは、情報や通信に関する技術の総称。ICTを活用した授業を行うことによって、子どもの学力を向上させ、また、情報活用能力を身につけさせる。

※18 福祉協力校事業

社会福祉協議会の協力を得て、各小中学校が教科学習や総合的な学習の時間、特別活動等を通じて福祉教育の実践を行う事業。学校行事に高齢者を招いたり、花鉢などを独居老人宅に届ける取り組みなども実施されている。福祉についての理解を深めるのみならず、豊かな心を育む上でも大きな教育効果が期待される。

※19 部活動調査委員会

各中学校の部活動担当者によって構成される委員会で、各校の部活動の運営状況や活動状況の情報交換を行ったり、部活動における諸課題について協議したりする。近年は、地域スポーツクラブに所属する生徒が増えてきており、部活動との関わりについても検討がなされてきている。

※20 キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てていくための教育。

※21 ALT(Assistant Language Teacher)

外国語を母国語とする外国語の指導助手。学校での外国語授業の補助を行う。

※22 学校評価

文部科学大臣の定めるところにより、教育活動その他の学校運営の状況について各学校で行う評価のこと。その結果に基づいて学校運営の改善を図るための必要な措置を講じ、教育水準の向上に努めている。

※23 教育評価

教育活動その他の学校運営の状況等について、教職員が行う評価。本市では、同一の評価項目で実施している。評価結果に基づいて、自校の教育活動や学校運営について工夫・改善を図るための措置を講ずる。また、全市的な成果や課題については、教育施策を講ずるための参考資料としている。

※24 スマイルグループ

不登校の児童等への教育支援(通級教室、体験学習等)を行う適応指導教室。「スマイルグループ」は可見市の適応指導教室の通称。

※25 教職インターン

大学で教員免許を取得する学生が、大学の教職課程における教育実習とは別に、大学の実習として一定期間小・中学校等で就業体験を行うこと。これにより、教職への理解を深め、採用後のミスマッチ防止などが期待されている。

※26 スクールサポーター(SS)

学級でのチームティーチングや相談指導の支援などを行うために各校に配置された非常勤講師。児童生徒の学習支援や発達障がいなどのある児童生徒の支援を行う「スクールサポーター」と、外国人の児童生徒の支援を行う「通訳サポーター」がある。

※27 学校所員会

可見市教育委員会が各小中学校の教員1人を教育研究所の所員として委嘱し、市の教育課題に対する研究実践を依頼している。

※28 協同学習

お互いが役割をもち、力を合わせ、助け合いながら学習を進めていく集団学習であり、これにより一人一人の学びを深め、学力を定着させようとするもの。

※29 ユニバーサルデザイン

文化、言語、国籍の違い、老若男女といった差異、障がいの有無や能力の如何を問わずに利用できる施設、製品、デザイン等をいう。

※30 居住地校交流

特別支援学校に在籍する児童生徒と、その児童生徒が居住する地域の小・中学校とで交流や共同学習を実践すること。

※31 ケース会議

障がいや発達につまずきのある子どもなどを支援するために、必要な関係者が集まって当事者の思いやニーズに沿った支援策を協議する場のこと。

※32 通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴などの障がいがある児童生徒のうち、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障がいの状態に応じた特別の指導(「自立活動」及び「各教科の補充指導」)を特別の指導の場(通級指導教室)で行う教育形態。

※33 特別支援教育育成会

可児市の特別支援教育の振興に努めるとともに、該当者の福祉増進、自立助成を図ることを目的とし、教育委員、医師、保護者、福祉関係者の各代表で構成される組織。

※34 ばら教室KANI

市立小中学校へ就学する外国人児童生徒を対象として、各学校に籍を置きながら学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語指導を集中的に行い、学校の国際教室へ通学するまでの支援を行う。

※35 スクールカウンセラー(SC)

児童生徒の不登校や校内での様々な問題行動等の対応にあたり、専門的な心理学的知識を活用して心理相談業務に従事する心理職専門家。

※36 スクールソーシャルワーカー(SSW)

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図る人材。

※37 要保護・準要保護就学支援制度

生活保護を必要とする世帯または生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童生徒に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費など、一定の援助を行う支援制度。

※38 学校いじめ防止基本方針

可児市子どものいじめの防止に関する条例に規定する事項をより具体的にするために、学校毎にいじめ防止に対する基本的な考え方や、具体的な取組、対策等をまとめたもの。

※39 いじめ防止専門委員会

学校だけでは解決が困難ないじめ問題に対し、専門家が客観的な立場から調査、調整等を行うための機関。

※40 PFI(Private Finance Initiative)

プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略称。国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法のこと。民間主導で建設・運営することで、建設費のコストダウンや公共サービスの効率化を図ることができる。

※41 モニタリング

あらかじめ設定しておいた計画や目標、指示について、その進捗状況を随時チェックすること。

※42 可児市公共施設等マネジメント

可児市が現在保有している公共施設のあり方について効率的な管理運営や安全安心に向けた具体的な計画づくりを進めていくための考え方。

※43 家庭教育学級

幼稚園、保育園、小学校、中学校で、家庭教育について保護者自らが学ぶ場として開設するもの。(公民館の乳幼児学級も含まれる。)

※44 一家庭一実践

岐阜県道徳教育振興会議において提唱された家庭教育の取り組みであるが、現在では家庭教育における重要な営みとして「一家庭一ボランティア」などと共に、全国的な展開が図られている。児童・生徒に家族の一員としての自覚と責任を持たせるとともに、児童生徒が与えられた役割を実践することを通して、家族に認められ自己有用感を高めていくことに教育的な意義がある。

※45 学校安全サポーター

小学校の登下校時の見守り活動や校内警備にあたるために配置され人員。

※46 子育てサポーター

乳幼児学級、家庭教育学級で学習中の学級生の乳幼児の託児を行うボランティア。

※47 地域子ども教室

地域の大人の協力を得て、地域施設(可児市は公民館にて実施)を活用し、計画的に子ども達の活動拠点(居場所)を確保し、週末において様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行う。

※48 キッズクラブ

放課後又は休業日において、保護者等がいない家庭の児童の保育を行う児童クラブを、平成25年度から対象学年を小学校1年生から6年生までに拡大し、長期休暇期間のみの入室も可能とした上で、名称をキッズクラブに改めた。

※49 放課後子ども総合プラン

保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所(キッズクラブ、放課後子ども教室)についての整備を進めるためのプラン。

※50 放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、地域施設(可児市は学校にて実施予定)を活用し、計画的に子供たちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や長期休暇において様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行う。

※51 可児っ子体験フェスティバル

子どもの体験活動を促進するため、青少年育成にかかわる団体が成果発表、活動紹介、体験ブースを出す催し。年に1回開催されており、平成26年度より「青少年育成団体交流会」から名称を改めた。

※52 青少年育成市民会議

青少年の健全育成を市民が一体となって推進していくために、各青少年関係の団体や育成指導者、関係機関等により組織された団体。

※53 少年センター

少年の非行や不良化を防止するため、少年補導を中心として青少年の健全育成活動を実施する組織。

※54 高齢者大学

健康で生き甲斐ある豊かな生活を作り出すため、市内在住の60歳以上の方を対象に月1回程度の講座の開講やクラブ活動を行うもの。

※55 高齢者大学院

高齢者大学を過去2年以上受講した者を対象に、更に深い知識を学ぶため、2年間のカリキュラムで月1回程度講座を行うもの。

※56 楽学講座

市民講師による専門知識を生かした講座や、市職員による行政の取組や情報などを市民に届ける出前講座。

※57 レファレンス

図書館利用者からの調査研究に対する質問や図書の照会等に応じること。

※58 パスファインダー

特定のテーマに関する文献や情報の探し方・調べ方の手順を説明した案内。

※59 OPAC(Online Public Access Catalog)

図書目録カードの情報を電子化するとともに、その情報をネットワークにより公開し、一般利用を可能としたもの。

※60 うちどく(家読)10

「家庭での読書(家読)」を推進する取り組み。読書の目標として、1日10分、1カ月で10冊など、家庭で自由に設定してもらえよう数字の10をつけている。

※61 可児UNICスポーツクラブ

可児市の総合型地域スポーツクラブ。種目、世代や年齢、技術レベルの多様性を持ち、地域住民のニーズに応じたスポーツを、専門の指導者のもと行えるクラブ。平成26年度より、市内4か所にあったUNICの事務所を1か所に統合し、またスポーツに特化したクラブとして活動している。

※62 トップアスリート育成事業

可児市から全国で活躍することのできるアスリートを育成するため、全国大会で3位以内に入賞した中学生以上の者を対象に、体力強化、技術力向上を支援し、トップアスリートの育成を目指す事業。

※63 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、営利企業や財団法人、NPO法人などに包括的に代行させること。

※64 美濃桃山陶

岐阜県の東濃地方(現在の可児市久々利を含む)でつくられた焼き物。釉薬の違いによる黄・黒・白・緑の鮮やかな色彩が特徴。安土桃山時代から江戸時代初期にかけて、茶の湯などに使われた陶器を美濃桃山陶と呼ぶ。

※65 一流に出会う日事業

多くの市民に文化創造センターをより身近に感じ、芸術文化や講演会などを気軽に楽しんでもらえるよう、市民、企業、各種団体などが主催者となり、国内外各分野をリードする人が、文化創造センターを舞台に講演などを行う事業。

※66 総合教育会議

地方公共団体の長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行うための会議。

※67 教育政策会議

教育委員会が教育委員会会議の審議内容を補完したり、教育に関する中長期的な課題や政策等を協議するために、必要に応じて開催する会議。

8. 参考・資料編

可児市教育大綱の可児市教育基本計画(後期計画)への反映状況

※ 関連する取組は重複して記載しています。

教育大綱 「5つの目標」	教育基本計画(後期計画)			
	基本 目標	施策	主な取組	具体的手段 (主なもの)
1. 「豊かな心」を育みます	I	1	(3) 豊かな心の基礎を育てる活動の推進	動物とのふれあい活動、絵本の読み聞かせやわらべ歌の実施
		2	(3) 心の教育の推進	命の大切さなどを育む心の教育や道徳教育の推進
			(5) 福祉教育の推進	福祉施設見学、ボランティア体験等を通じた思いやりのある心の育成
	5	(7) いじめの未然防止と早期対応	指定校によるいじめ防止教育プログラムの実施、いじめ防止専門委員会による取組	
	III	3	(3) 読書活動の推進	乳幼児や児童に対する読み聞かせの実施
	V	1	(2) 身近な施設等における鑑賞事業の充実	学校などにおける音楽や演劇などの出前講座の実施
2. 「共に生きるためのルールを守る意識」を高めます	I	1	(1) 規範意識の芽生えや基本的な生活習慣の定着	規範意識の芽生えや基本的な生活習得に向けたアプローチカリキュラムの実施
		2	(3) 心の教育の推進	規範意識などを育む心の教育の推進
			(4) ICT教育の推進	情報モラル教育の実施
			(8) 環境教育の推進	理科や社会科等の環境学習や総合的な学習の時間、生徒会活動等を通じた環境教育の推進
		3	(2) 国際理解教育・多文化共生教育の推進	外国籍市民等との交流を通じた国際理解教育、多文化共生教育の推進
	5	(1) 障がいや発達につまずきのある子どもに対する支援	保護者、子育て支援関係者対象研修会の開催、インクルーシブ教育の推進	
		(7) いじめの未然防止と早期対応	いじめ防止に関する啓発活動の推進	
	II	1	(3) PTAとの連携	携帯電話、インターネットなど情報モラルに関する家庭のルール作り
4		(2) 少年センター事業の推進	補導員による街頭補導活動	
3. 「夢に向かってチャレンジできるたくましい力」を養います	I	2	(1) 確かな学力の向上	自ら学び、考え、行動する力の育成、日々の授業改善による授業の充実
			(2) 豊かな表現力の向上	全小学校でかっこ英語プログラム研究の推進、ココロとカラダワークショップの実施
			(4) ICT教育の推進	パソコン、電子黒板などの活用、インターネットを利用した情報教育の推進
			(6) 児童生徒の体力向上と健康維持	児童生徒の健康診断の実施、運動能力の把握
			(7) キャリア教育の推進	生き方を学ぶ講演、社会見学や職場見学、職場体験等を通じたキャリア教育の推進
			(10) 学校図書館の充実	朝読書等を通じた読書活動の充実

教育大綱 「5つの目標」	教育基本計画（後期計画）			
	基本 目標	施策	主な取組	具体的手段 （主なもの）
3.「夢に向かってチャレンジできるたくましい力」を養います	I	3	(1) 特色ある学校づくりの推進	「子どもの心に寄り添い、個々の力を引き出し、伸ばす義務教育」の推進
			(3) 学校評価を生かした開かれた学校づくりの推進	全小中学校教職員を対象とした教育評価の実施と分析
		4	(1) 教員研修の充実	管理経営研修の定期的な実施、若手教員育成のための研修の実施
			(2) 講師等を対象とした研修の充実	常勤講師研修会の実施、スクールサポーター研修会の実施
			(3) 研究指定事業の推進	指定校による授業公開を前提とした公表会の実施
			(4) 学校所員会における研究活動の充実	「協同学習」についての研究の実施
		5	(5) スクールサポーターによる支援	スクールサポーターの配置によるきめ細かな学習支援の展開
		6	(1) 安全で栄養バランスがとれたおいしい学校給食の提供	献立作成委員会の定期開催、行事食等を活用した魅力ある給食の提供
			(2) 安全な食材確保と地産地消の推進	安全で安心な食材の確保、地場産物の使用拡大
			(3) 学校における食育の推進	学校給食を活用した発達段階に応じた食育指導、給食時間における食育指導
		7	(1) 学校施設の整備	校舎、屋内運動場の計画的な改修、小学校低学年児童用トイレの洋式化
			(2) 学校施設の管理	校舎、遊具の安全点検、老朽化や緊急性を見極めた効果的な備品の整備
			(3) PFI事業による学校給食センターの管理	専門業者によるモニタリングを通じた適正な運営管理
			(4) 学校規模適正化の検討	可児市公共施設等マネジメント等も踏まえた学校規模適正化の検討
			(6) 安全・安心な学校環境づくりの推進	危機等発生時の安全確保体制の推進、防災担当部署と連携した訓練等の実施
	IV	1	(1) 「一市民ースポーツ」振興のためのスポーツ行事・教室の開催	学校との連携による行事・教室の開催
			(4) B&G財団関連事業の推進	海洋性スポーツの機会の提供
		2	(1) 体育連盟と加盟協会の組織の強化	全国大会等に出場する選手の育成、強化、トップアスリート育成事業の実施
			(2) スポーツ少年団活動への支援	活動しやすい環境の提供
	V	2	(1) 文化創造センターにおける市民参加事業の推進	市民参加型の舞台作品の制作、美術展・文芸祭・音楽祭の開催
4.「ふるさとを愛し、社会に進んで貢献できる人」を育てます	I	1	(4) 地域との交流の推進	地域の環境を生かした遊び体験の実施
		2	(9) ふるさと教育の推進	茶道体験学習等の実施、「可児のじまん」の取組
		3	(1) 特色ある学校づくりの推進	学校や地域の特色を生かした自然体験や社会体験などの体験学習の推進

教育大綱 「5つの目標」	教育基本計画（後期計画）			
	基本目標	施策	主な取組	具体的手段 （主なもの）
4. 「ふるさとを愛し、 社会に進んで貢献で きる人」を育てます	II	2	(1) 地域と学校の連携	公民館まつりや花いっぱい運動など地域活動への積極的な参画
		3	(3) 地域との交流の推進	各公民館独自の子ども向けの体験型公民館講座の開催
	V	1	(4) 陶芸苑での陶芸教室活動の推進	学校等と連携した陶芸体験の提供
		3	(5) 歴史資料の調査・保存・活用	可児市の歴史資産を題材としたシートや親しめる冊子の作成、学校への出前歴史講座の実施
5. 「子どもは地域全 体で育てる意識」を高 めます	I	1	(2) 幼稚園、保育園、小中学校の連携・交流	幼保小連携推進会議の開催、園と小中学校の交流活動(交流学习)の実施
			(4) 地域との交流の推進	地域の高齢者とのふれあい活動の実施
			(5) 幼稚園での子育て支援の充実	「発達と教育の相談会」の実施、子ども・子育て支援新制度に位置づけられた各事業の推進
		2	(1) 確かな学力の向上	「家庭生活5つのポイント」の地域への啓発
		3	(4) 小中学校の連携を強化した一貫性のある指導の推進	中学校区の小中学校が連携した研究の推進
			(5) 高等学校、大学との連携・交流	進路学習、体験入学等を通じた高等学校との連携、県内大学の教職インターン受け入れ
		5	(1) 障がいや発達につまずきのある子どもに対する支援	幼児期からの就学に向けたつなぎの支援、保護者・子育て支援関係者対象研修会の開催
			(2) 外国人児童生徒への支援	国際交流協会との連携、協力による外国人児童生徒の就学支援
			(3) 不登校児童生徒の学校復帰支援	スマイリングルームでの学習支援等、学校復帰を目指した取組
			(4) 各種相談活動の充実	スクールソーシャルワーカーの配置による家庭支援体制の充実
			(6) 就学支援制度による児童生徒への支援	要保護、準要保護就学支援制度や特別支援教育就学奨励費による児童生徒支援
		6	(4) 家庭における食育の推進	家庭教育学級での食育に関わる講座の開催
		7	(5) 余裕教室等の有効活用の検討	学校の実情や学校規模適正化等を踏まえた活用の検討
	II	1	(1) 家庭教育学級の充実	幼保小中での家庭教育学級の開設、家庭教育リーダーの養成
			(2) 家庭教育に関する啓発	就学時検診や入学説明会における小・中新1年生保護者を対象にした家庭教育の啓発
			(3) PTAとの連携	「一家庭一実践」の推進、家庭教育講演会の開催
			(4) 家庭と学校の連携	「家庭生活5つのポイント」を活用した家庭への働きかけ
		2	(1) 地域と学校の連携	地域の教育力を生かした特色ある教育活動の推進、地域ぐるみでの「あいさつ運動」の展開
			(2) 子どもの安全確保に関する連携	登下校の見守り活動の推進、メール配信やホームページを活用した不審者情報等の提供

教育大綱 「5つの目標」	教育基本計画（後期計画）			
	基本 目標	施策	主な取組	具体的手段 （主なもの）
5.「子どもは地域全 体で育てる意識」を高 めます	II	2	(3) 託児ボランティアの養成	子育てサポーター制度の円滑な運営と有効利用、子育てサポーター養成講座の開催
		3	(1) 休日の子どもの居場所づくり	市内7公民館における地域の人材を活用した地域子ども教室の開催
			(2) キッズクラブ（児童クラブ）の運営と整備	保育体制充実のための学校施設利用等に係る市長部局と教育委員会事務局の定例会議開催
			(3) 地域との交流の推進	地域子ども教室での成果を公民館まつりで発表、放課後子ども総合プランの推進
			(4) 子どもの体験活動情報の提供	情報誌「ランタン」の発行、可児っ子体験フェスティバルの開催
	4	(1) 青少年健全育成事業の推進	青少年育成市民会議主催による青少年シンポジウムや少年の主張大会の開催	
		(2) 少年センター事業の推進	関係機関と連携した非行・被害防止や相談活動の推進	
	IV	1	(2) 総合型地域スポーツクラブ（可児UNICスポーツクラブ）の支援	可児UNICスポーツクラブの活動支援

可児市教育基本計画(後期計画)策定委員会 委員名簿

区 分	所 属 団 体 等	氏 名	備 考
学識経験者	元岐阜大学教授	たちばな よしはる 橋 良治	委員長
家庭関係者 (保護者)	瀬田幼稚園PTA(会長)	さとう しゅんじ 佐藤 俊次	
	可児市PTA連合会(副会長)	まつだ こういち 松田 浩一	
	可児市PTA連合会母親委員会(副委員長)	ひびの なおみ 日比野 なおみ	
	可児工業高等学校PTA(副会長)	いこま たかし 生駒 孝	
地域関係者	可児市自治連絡協議会(副会長)	にわ まこと 丹羽 誠	
	可児市民生児童委員連絡協議会(児童委員会委員長)	おぎの よし 荻野 淑	
	可児市青少年育成推進委員会(役員)	こじま よういちろう 小島 洋一 瑠	
学校関係者 (幼稚園含む)	可児市幼稚園教育協議会(会長)	くりやま けんじゅ 栗山 堅樹	委員長 職務代理者
	可児市立帷子小学校(校長)	さこう そのみ 酒向 園実	
	可児市立西可児中学校(校長)	はやし しんじ 林 眞司	
	岐阜県立可児高等学校(校長)	くしべ ひろなり 櫛部 祐成	
	岐阜県立可茂特別支援学校(校長)	すずき たかし 鈴木 隆司	
その他	可児市国際交流協会(事務局長)	かかむ まゆみ 各務 眞弓	
	可児市いじめ防止専門委員会(委員)	ながい たけし 永井 健	

可児市教育基本計画(後期計画)

(平成 28 年度～平成 31 年度)

策定年月	平成 28 年 3 月
編集発行	可児市教育委員会事務局 教育総務課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地
電 話	0574-62-1111 (代)
F A X	0574-63-6751
電子メール	kyoikusomu@city.kani.lg.jp
ホームページ	http://www.city.kani.lg.jp/



このデザインは、可児市教育大綱の実現により、学校現場の子どもたちや先生、保護者、地域住民等に笑顔があふれているイメージを、市章をもとに図案化したものであり、可児市教育基本計画（後期計画）を推進していくうえでのスローガンである『笑顔の学校』のシンボルマークです。

